## ●香川県広域水道企業団告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和2年香川県広域水道企業団告示第15号(水道料金等の収納事務の委託(コンビニエンスストアにおける収納事務))及び令和2年香川県広域水道企業団告示第16号(水道料金等の収納事務を取り扱う指定代理納付者の指定)は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

納 付 事 務	名	称	所	在	地	指定をした日
水道の使用に係る料金並びに	SMBC7;	ァイナン	愛知県名	古屋市	<b></b>	令和4年4月1日
高松市、丸亀市、坂出市、善	スサービス材	朱式会社	の内三丁	一目23看	昏20号	
通寺市、観音寺市、さぬき市、						
東かがわ市、三木町、宇多津						
町、綾川町、琴平町、多度津						
町及びまんのう町から企業団						
が収納を受託した下水道使用						
料等(以下「料金等」という)						
のコンビニエンスストアによ						
る納付事務(旧まんのう事務						
所の水道料金システムを使用						
して作成した納入通知書によ						
るものを除く。)						
LINE Pay決済サービ	SMBCファ	ァイナン	愛知県名	古屋市	<b></b>	令和4年4月1日
ス、PayPay決済サービ	スサービス村	朱式会社	の内三丁	一目23看	<b>\$</b> 20号	
ス、au PAY決済サービ						
ス及びРауВ決済サービス						
を利用した料金等の納付事務						
クレジットカードを利用した	ヤフー株式会	会社	東京都千	代田区	区紀尾井	令和4年4月1日
料金等の納付事務			町1番3	8号		

備考 この表において「旧まんのう事務所」とは、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年香川県広域水道企業団条例第1号)による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第3号)別表第3に規定するまんのう事務所をいう。